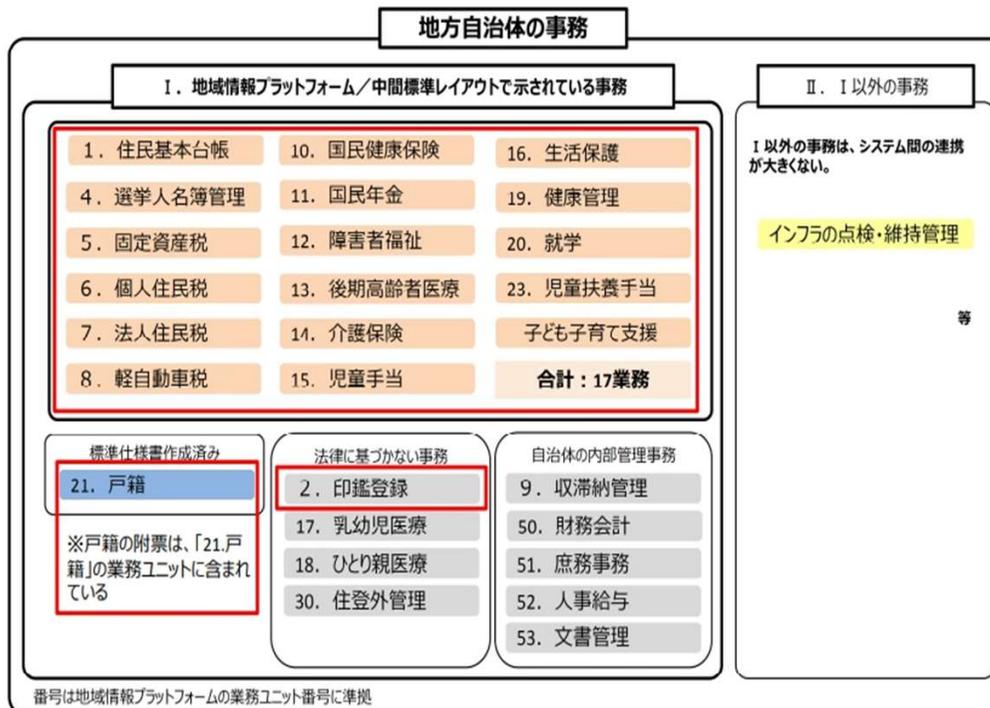


自治体システム標準化及び行政手続きオンライン化について（報告）

令和4年12月
デジタル戦略課

概要

国は令和2年12月に自治体DX推進計画を策定し、重点取組事項として、**令和7年度末**までに自治体の基幹系業務システムについて**国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行すること**とし、令和3年9月1日地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行しました。各関係府省が自治体・事業者からなる検討会にて**標準仕様書が作成され、自治体は移行期間内(令和7年度末)に各事業者が標準仕様書に準拠したシステムへの移行**を行う。



令和4年1月に「戸籍」「戸籍附票」「印鑑登録」が追加

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

- ① 情報システムの標準化の対象範囲**
 - 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
 - ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援
- ② 国による基本方針の作成**
 - 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
 - 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成
- ③ 情報システムの基準の策定**
 - 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
 - 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
 - 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施
- ④ 基準に適合した情報システムの利用**
 - 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
 - ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能
- ⑤ その他の措置**
 - 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
 - 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施
- ⑥ 施行期日**
 - 令和3年9月1日

概要

マイナンバーカードを用いて本人確認を行うことで、時間や場所などの制限なくオンラインで手続きを行うことができる取り組みであり、令和4年度末までに、「自治体で特に国民の利便性向上に資する」とされている27手続きにおいて、オンライン化に対応する必要がある。

令和4年度中に開始する手続き

子育て関係手続き（15手続き）

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信（申請フォームなし）

妊娠の届出

介護関係手続き（11手続き）

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護（予防）サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（改修前）

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（改修後）

住所移転後の要介護・要支援認定申請

災害関係（1手続き）

罹災証明書の発行申請

行政手続きオンライン化

ぴったりサービス

国が整備する電子申請システムで、マイナンバーカードの機能である電子証明書を利用して本人確認を行い、電子申請を行うことができる。

利用の流れ

手続きを検索

11:55
マイナポータル

1 市区町村を選択 **必須**

郵便番号または市区町村名を入力

検索

東京都 ▼ 千代田区 ▼

2 検索条件を設定 **必須**

検索方法を選択

カテゴリ キーワード

カテゴリを選択 (複数選択可)

すべて選択 選択を解除

妊娠・出産 子育て

引越し・住まい ご不幸

myna.go.jp

手続きを選択

11:56
マイナポータル

検索結果一覧

市区町村: 東京都千代田区
検索条件: 引越し・住まい
該当件数1件

子育て

氏名変更/住所変更等の届出

電子申請可
受付開始日 2017年06月01日

受給者またはお子さんの氏名が変わった場合
や住所に変更があった場合には、届出をして
ください。

詳しく見る

検索条件を変更する

myna.go.jp

必要な情報を入力

11:57
マイナポータル

氏名 (漢字又はアルファベット) **必須**

氏名 (フリガナ)

※住民票記載の氏名 (フリガナ) を全角文字で入力してください。
※姓名の間には空白を入れてください。
(例) ヤマダ ハナコ

生年月日 **必須**

性別 **必須**

郵便番号

ハイフンなしで記入してください。

郵便番号から自動入力

app.oss.myna.go.jp

添付ファイルを登録

12:01
マイナポータル

別居監護申立書
① 詳しい説明

ファイルを追加

お子さんの属する世帯全員分の住民票の写し
① 詳しい説明

ファイルを追加

写真ライブラリ

写真を選択

ファイルを選択

ファイルを追加

留学先の在学証明書と翻訳書
① 詳しい説明

ファイルを追加

次へすすむ

app.oss.myna.go.jp

マイナンバーカードで本人確認

11:57
Safari

パスワード入力

上の図のように、iPhoneの上部をマイナンバーカードの中央に置き、読み取り開始ボタンを押してください

機種ごとのカード読取位置はこちら

読み取り開始

① 金属製の机の上では、カードが認識されない場合があります